

第 5 章 行動計画

第5章 行動計画

第1節 後期計画における基本的な考え方

本計画では、茨木市における子ども家庭福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、幅広い分野にわたるさまざまな施策・事業への取組を示しています。

これらの取組の中で、さらに計画の実効性を高めたものとするため、特に重点的に推進すべき施策を定め、市民、地域の各種関係団体・機関、企業と行政とのパートナーシップのもとに推進していくこととします。

【1】 すべての子育て家庭に対するさらなる支援の充実

茨木市では次世代育成支援行動計画に基づき、子育て支援サービスの充実をはかってきました。しかし、地域社会や家庭機能の脆弱化、住宅をはじめとする家計負担の高さなど、子育ての負担感は依然として大きくなる傾向にあります。また、第三次産業を中心に、様々な職種や勤務形態で働く人も増えています。このようななか、新たな子育て支援のニーズとして、病児・病後児保育などさらなる充実が求められているサービスがある一方で、サービスに関する情報が必ずしも十分に伝わっていない面があり、サービスや支援を必要とする家庭がそのようなサービスを十分に活用できていない場合も少なくないと思われます。さらに、支援を避けようとする人・家庭への対応なども課題の一つとなっています。

これまでの子育て支援策は、保育と仕事との両立支援が中心で、在宅で子育てをしている家庭への支援がやや薄いものであったことは否めない事実です。子育てについての負担感は、就労している母親の場合だけでなく、在宅で子育てしている場合においても相当の負担があるものと推察されます。このため、これからは就労の有無にかかわらず、また、主たる養育者が母親か父親か、あるいは、里親であるかに関係なく、すべての親と子どもを支援し、家庭における養育機能を強化するという視点がより大切になると考えます。

このような観点から、在宅での子育て家庭を含め、すべての子育て家庭にさらなる積極的な支援を推進していきます。

【2】 子どもの育ちと親の成長に応じた連続性のある支援の充実

すべての子どもが、その持てる力や可能性を伸ばし、自立と自己実現をはかっていけるよう育成していくことが大切です。子育てについて、地域や親族からの支援を受けにくくなっている今日、出産前後に乳幼児と親を支援する各種の母子保健事業の整備が進んではいるものの、これらの事業の連携を強化し、出産前から少なく

とも人格形成の基礎となる幼児期までは、きめ細かな継続、かつ一貫した支援体制が必要です。もちろん就学後についても、発達段階及び子どもや家庭の状況に応じた、継続した支援を推進しなければなりません。さらに、こうした支援体制は、親の成長にとっても有用なものとなります。また、障害のある子どもや外国籍の子どもなど、配慮を要する子ども・家庭への支援については、個別性を重視した十分な支援体制の構築が必要となります。

以上のような観点から、子どもの健やかな成長のため、子どもの育ちに応じた連続性のある支援体制を充実します。

【3】 青少年期の育成支援の充実

学齢期以上の子どもにとっても、今日の社会環境の変化の影響は小さいものではなく、心理的に安定できる居場所を失いつつあると言われていています。子どもたちにとって居場所は、仲間と出会う楽しくて安心できる場ですが、市は地域と協力して、この居場所づくりに取り組む必要があります。この点において、茨木市では小学3年生までの児童を対象とした留守家庭児童会と、すべての小学生を対象とした放課後子ども教室を市内全域において実施しており、これは子ども、親双方に対して安心、安全を提供する貴重な社会資源となっています。この制度を利用した経験のある高校生・大学生などが、活動の輪に加わるような気運づくりを進め、青少年の活躍の場となることが求められます。

また、茨木市では、豊かな自然をいかした野外活動が活発に行われています。野外活動を通して、異年齢集団の中で様々な共同作業や集団活動に取り組むことは、子どもたちの自立心と社会参画への意欲の涵養につながると考えられます。そして、何より子ども同士の関係が希薄化している現在において、他者とかかわる経験を積む中から他者への共感を高めることは、とても大切なことです。茨木市が長く培ってきたこうした事業は、これからも大切にいかしていきたいと考えています。そして、さらなる充実をめざして、周辺市をはじめとする各市町との共催事業の取組も検討していきます。

国は、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、平成21年7月1日に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進をはかることとしています。

わが国の子ども家庭福祉施策においては、中学生や高校生、あるいは勤労青少年やフリーター、ニートなどを含む世代に対する施策は必ずしも十分とは言えません。今後は、子ども・若者育成支援推進法に基づく国・大阪府の施策の動向を踏まえながら、これらの世代を含む子どもに対する総合的な支援、健全育成施策に積極的に取り組む必要があります。

また、青少年期の育成支援との関連においては、喫煙・飲酒・薬物乱用の問題を

考えなければなりません。特に女性の飲酒については、近年、女性の飲酒率の増加傾向により、妊娠中の飲酒が原因で、生まれた子どもの発育や知能などに障害が見られたり、中枢神経に問題を抱える子どもの増加を懸念する指摘がなされています。予防のためには妊娠する前の啓発や指導が重要であり、子どもの健全育成の観点からも、学校・家庭を問わず、アルコールの害についての認識をひろめ、社会環境の整備を進めることが早急に求められています。

【4】 配慮が必要な家庭への支援の充実

深刻化する児童虐待においては、予防、早期発見・早期対応のために保護者への適切な指導や相談事業の充実とともに、茨木市要保護児童対策地域協議会における関係機関・団体の連携のもと、絶え間ない取組の推進が必要です。

また、身体障害、知的障害、発達障害などの障害のある子どもをはじめとする配慮が必要な子どもに対しては、日常生活や社会生活で受けるさまざまな制約を解消し、地域における公私の支えのもとで、一人ひとりの状況に応じて、保育・教育・療育などライフステージに応じた適切な支援が継続的に受けられる体制づくりを今後も充実させることが求められます。

近年の有子離婚の高さの中で増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、経済的支援をはじめ、子育てや就業に関する相談・情報提供など、ニーズに応じた自立をはかるための支援の充実が必要です。

一方、子どもをめぐるいじめや不登校対策については、家庭環境や子どもが抱える個々の課題に応じた適切な解決に向けて、取組の充実をはかるとともに、学校において子どもたちが自己の存在感を育み、充実感・達成感を味わうことができる魅力ある学校づくりの推進が求められています。

このような点に留意しながら、配慮が必要な家庭への支援体制の充実に向けて、各種施策の推進に取り組んでいきます。

【5】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

仕事と子育ての両立を進めるためには、保育サービスなどの基盤整備だけでなく、私たち自身が仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活がバランスのとれたものにするのが肝要となります。これは高齢者の介護の場合においても、同様のことが言えます。

国は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。この憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいを感じながら

働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。ワーク・ライフ・バランスは、国がすすめる少子化対策の重点戦略の一つであり、社会全体の運動となるよう、自治体や企業をはじめ関係者が連携して進める必要があります。昨今、さまざまな施策が制度化されていますが、これらが必ずしも活用されているとは言えない実態があります。利用者側のニーズにあった使いやすいものにするためには、制度等の広報の充実及びよりきめ細かい制度にしていくことが必要です。また、茨木市内に所在する事業所の中にも、仕事と子育ての両立に力を注いでいる企業も存在することから、こうした取組がひろがりをもつことが求められます。

このような観点から、茨木市においてもワーク・ライフ・バランスの実現を目指し取り組んでいくこととします。

以上、重点施策の柱となる基本的な考え方について述べたところですが、今日の厳しい経済情勢のもと、家庭、地域、職場などいずれの場面においても、子育てについて厳しい状況が存在します。しかし、茨木市には、「【3】青少年期の育成支援の充実」で述べたようなすばらしい社会環境のほか、児童養護施設が3か所、少年院が1か所、所在するなど、社会的養護および少年矯正の専門的な社会資源に恵まれています。このうち、児童養護施設においては、直接、市民が利用できるサービスを提供しており、さらに、両施設にはそれぞれ子育て、青少年問題について専門性の高い職員が勤務しています。こうした施設が有する専門機能を地域の中でより有効にいかす方途を検討することも必要となります。また、茨木市においては、民生委員児童委員や主任児童委員、更生保護女性会の活動が活発に行われています。

いずれにせよ、このような特性をもつ茨木市には、住民と公私の関係機関・団体、企業、地域社会、そして、市が協働し、多くの人々が参画した施策の展開により地域力を高め、「子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち—茨木市」として、実効性のある強力な取組を推進していくことが求められています。

第2節 基本目標別の取組方針

1. すべての子育て家庭を支える環境づくり

【基本的な考え方】

- ◆共働き家庭だけでなく、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭など、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、在宅での子育てを支援するサービスや、病児・病後児保育、一時預かりなど多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◆すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てすることができるよう保健・福祉・医療・教育など関係分野が連携し、総合的な子育て相談支援体制や、さまざまな媒体を活用した子育てに関する情報提供の充実を図ります。
- ◆民生委員・児童委員や社会教育関係団体、市民による自主的な子育て支援グループなどによる子育て活動を支援し、子育て家庭と地域との交流を推進するとともに、市民自身の知識や技能などの潜在力を積極的に活用し、市民主体の子育て活動を拡充することを通じ、地域の教育力の向上を図ります。
- ◆子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助や情報提供などが受けられるよう、支援者の確保・育成を図り、地域の関係団体・機関が連携した子育て支援のネットワークを推進します。
- ◆多様な子育て支援活動の充実にあたっては、子育て支援総合センターが中心となって総合的に事業を推進します。

〔1〕地域での子育て支援サービスの充実

利用者のニーズを十分踏まえながら、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図り、在宅で保育を行う家庭を含むすべての家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

①すべての家庭に対する子育て支援サービスの充実

在宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの推進を図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報等の提供を行います。	継続	子育て支援課

事業	内容	行動目標	担当課
ショートステイ	保護者の病気や出産などで子どもの養育ができない場合、児童養護施設と連携し、緊急に対応します。	継続	子育て支援課
トワイライトステイ	保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる家庭の子どもを児童養護施設と連携して預かります。	継続	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動により、仕事と子育ての両立を支援します。	継続	子育て支援課
産前・産後ホームヘルパー派遣	産前・産後、体調不良のため家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭等にホームヘルパーを派遣します。	継続	子育て支援課
出前型一時保育	子育て世代が、市主催の講演会や審議会等へ参加できるように、保育ボランティアを派遣して一時的に子どもを預かります。	継続	子育て支援課
一時預かり（一時保育）	保護者の急な外出や病気のため、家庭で子どもの保育ができない場合など、一時的に子どもを預かります。	量的充実	子育て支援課 保育課
幼稚園の預かり保育	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育を実施します。	量的充実	教育政策課

②各種相談機能・情報提供の充実

子育てに関するさまざまな相談に総合的に対応できる相談体制を充実するとともに、各種の子育て支援サービスに関する情報提供を積極的に行い、子育て中の保護者の悩みや不安が解消できるよう支援を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
子育てに関する相談	子育て・しつけ・発達などについて、電話・面接による相談を実施します。 相談内容に応じ、専門的機関につなげられるよう関係機関との連携を図ります。	継続	子育て支援課 保健医療課 男女共同参画課
栄養相談	乳幼児期の食事と栄養等について正しい知識の普及を図ります。	継続	保健医療課
保健相談	乳幼児の保護者に対し、乳幼児の心身の健康と育児や予防接種等の相談を実施します。	継続	保健医療課

事業	内容	行動目標	担当課
教育相談	児童、生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路等の教育に関する、電話・面接による相談を実施します。	継続	教育研究所
子ども本人からの相談	子ども本人からのいじめ等の悩み相談を実施します。	継続	教育研究所
言語障害児教育相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	継続	教育研究所
女性・男性のための相談	性別に関わる悩みや不安等に幅広く対応できるよう相談を実施します。	継続	男女共同参画課
子育てに関する情報発信	保育サービスや子育て支援に関する情報を掲載した冊子を作成・配布します。 ホームページでも積極的に情報を発信します。	継続	子育て支援課

③親子交流の場の充実

身近な地域で親子が楽しく交流し、情報交換のできる場を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
7・8か月児親子交流	7・8か月の子どもと保護者同士の交流を深める場を提供します。	継続	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	保育所や幼稚園に通っていない子どもと保護者が、気軽に集い、自由に遊べる場を提供します。	量的充実	子育て支援課
保育所地域開放	保育所を開放し、在宅の親子と保育所の子どもたちや地域の人々との交流を促進します。 家に閉じこもりがちな子育てをする保護者への支援を図ります。	質的充実	保育課
赤ちゃんと保護者のつどい	2～3か月の乳児をもつ先輩ママが妊婦に情報提供をしたり、育児に関する悩み等を話し合ったり、友だちづくりをするなど、交流を図る場を提供します。	継続	保健医療課
ローズWAM各種親子交流	就学前児童と保護者がリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供します。	継続	男女共同参画課
幼稚園地域開放	幼稚園を開放し、在宅の親子と幼稚園の子どもたちや地域の人々との交流を促進します。 家に閉じこもりがちな子育てをする保護者への支援を図ります。	量的・質的充実	教育政策課

事業	内容	行動目標	担当課
青少年センター各種講座	上中条青少年センター主催事業として、市内全域で土曜日講座・イベントを実施します。	継続	青少年課

〔2〕子育て支援ネットワーク化の推進

地域に根ざした子育て支援に関する様々な活動などを通じ、地域住民と協働した子育て支援を図りながら、地域の連帯感や教育力の回復に努め、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合い・助け合うネットワークの形成を推進します。

①家庭教育支援の充実

関係機関と連携し、家庭教育に対する支援の充実を図り、家庭の教育力の向上や養育機能の強化を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
親支援プログラムの実施	子どもをもつ保護者が参加者同士で悩みや関心のあることを話し合いながら、子育てについて学び合う学習会を実施します。	継続	子育て支援課
子育て支援総合センター各種講座	就学前児童の保護者を対象に、乳幼児の生活リズム・家庭での事故防止等をテーマに講座を実施します。	継続	子育て支援課
家庭教育学級	子どもの健全な育成を支援するため、児童・生徒をもつ親に対し、家庭教育の重要性を再認識するとともに、必要な知識と技術について学習する機会を提供します。	継続	地域教育振興課
保護者講座	思春期の子どもをもつ保護者の不安や悩みに応じた講座を実施します。	継続	地域教育振興課
家庭教育セミナー	家庭の教育力向上を支援するため、家庭教育ノート等に基づき、家庭において保護者が子どもに接する態度・方法などを学習する機会を提供します。	継続	地域教育振興課
ブックスタート	絵本を介した親子のふれあいのために、4か月健診を受診する子どもを対象に、絵本を配付します。	継続	中央図書館

②子育て相互支援活動への支援

地域に根ざした子育て支援に関するさまざまな活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の充実に図り、子育て家庭を地域全体で支え合うための地域住民による自主的な活動の輪（ネットワーク）の形成を推進します。

地域における自主的な子育てグループによる活動を促進し、各団体の情報の共有化や活動の連携促進など、地域ぐるみの子育て支援活動の活発化と連携を推進し、地域の子育て機能の強化をめざします。

事業	内容	行動目標	担当課
ファミリー・サポート・センター【再掲】	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動により、仕事と子育ての両立を支援します。	継続	子育て支援課
子育てサークル・グループ支援	子育てサークルやグループを対象に、子育てサポーターの派遣やおもちゃの貸し出し等を行います。	継続	子育て支援課
子育て支援団体のネットワーク化	子育て支援総合センターを中心に、地域における子育て支援活動団体のネットワーク化を推進します。	質的・量的 充実	子育て支援課
子育て支援の人材育成	地域における子育て支援活動の活性化を図るために、その中心となる人材を育成する研修を実施します。	質的・量的 充実	子育て支援課
子育て支援関係団体との協働によるイベントの開催	子育て支援に関わる団体や機関との連携・交流を促進するために、協働でイベントを開催します。	質的充実	子育て支援課
民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援	民生委員・児童委員、主任児童委員による児童に関する相談・指導助言等の活動を支援します。	継続	福祉政策課
こども会等の指導者の育成	子どもの健全な心身の育成を進めていくために、こども会等の指導者の育成や資質・指導力の向上を図るため、研修を実施します。	継続	青少年課
家庭教育学級指導者の研修	指導者の認識、資質の向上を図るための研修を実施します。 研修内容、形式、講師の選定等について、より効果的な研修成果が得られるよう工夫します。	質的充実	地域教育振興課

2. 仕事と子育てを両立できる環境づくり

【基本的な考え方】

- ◆働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であることから、国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、関連施策を推進することとしています。
- ◆本市でも、国・府や企業等と連携しながら、憲章や行動指針をはじめ、子育てしやすい職場環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を求める啓発を推進し、男女が共同して家庭責任を果たすことができる職場環境整備への働きかけに努めます。
- ◆多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育サービスの充実を図り、家庭と仕事の両立が可能となるよう支援に努め、誰もが安心して子育てができ、家庭生活と職業生活のバランスのとれた環境づくりに努めます。

〔1〕男女共同参画による子育ての推進

男女の固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画意識の啓発・普及を進めるとともに、男性の育児への関わりを支援するなど、子育ての役割について、親として男女に関係なく共同で担うものという意識啓発を推進します。

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

家庭教育や学校教育、生涯学習などさまざまな場面において男女共同参画に関する意識啓発の推進を通じ、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等や男女共同参画意識の定着を図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
男女共同参画に関する啓発	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、冊子を作成し配布します。 また、男女共同参画について考える講座を実施します。	継続	男女共同参画課

②父親の子育て参加の支援・促進

男女がともに家庭責任を担うことの重要性について理解を深める教育、啓発を推進し、男性の子育てへの参加を促進します。

また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実するとともに、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。

事業	内容	行動目標	担当課
両親教室	出産や育児に関する疑問を解消し、知識を身につけられる場として、妊婦やその夫が参加する講座を実施します。	継続	保健医療課
父親対象の子育て支援講座	父親の育児参加を促進するために、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識や技術を身につける講座を実施します。	質的・量的 充実	男女共同参画課

〔2〕仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進

国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努め、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれる働き方ができ、家庭・地域・企業等、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

①仕事と生活の調和についての意識啓発

市内事業所に対して、雇用環境の整備や地域雇用の啓発に努め、子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援を推進します。

育児休業制度の普及・定着について、引き続き企業に働きかけるとともに、制度を利用しやすい環境づくりを支援していきます。

事業	内容	行動目標	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての講座を実施するなど、仕事と子育てを両立することができる職場環境づくりの重要性について企業の理解が深まるよう周知・啓発を図ります。	質的充実	商工労政課 男女共同参画課 こども政策課

事業	内容	行動目標	担当課
一般事業主行動計画策定の啓発	中小企業を中心に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、関係機関と連携しながら周知・啓発を行います。	新規	商工労政課 こども政策課
育児休業制度の普及・啓発	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業に働きかけるとともに、市民・企業に対して、パンフレットや広報誌による啓発を行います。	継続	商工労政課
特定事業主行動計画の推進	仕事と子育ての両立モデル職場となるよう、茨木市特定事業主行動計画の実施に取り組みます。	継続	人事課
子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進します。	量的拡充	契約検査課 政策企画課

②就職・再就職への支援

職業能力開発の機会の提供をはじめ、就職情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、再雇用制度の普及・定着を企業に勧奨し、女性の職場復帰や再就職を支援します。

事業	内容	行動目標	担当課
就労支援	求職者の実情に応じた相談をはじめ、直接相談に結びつく就職面接会やスキルアップ講座等を主体とした就職サポート事業を実施します。	継続	商工労政課

〔3〕仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童の解消を図るとともに、幼稚園等における保育サービスや留守家庭児童会、ファミリー・サポート・センター事業など、両立支援のための各種サービスの充実と利用促進を図ります。

①待機児童の解消と保育環境の充実

保育所に入所できない待機児童の解消を図り、今後の保育ニーズの増大にも対応できるよう、保育所施設や設備の維持・管理に努め、安全で快適な保育環境を確保します。

また、待機児童解消にあたっては、民間保育施設（認可、認可外保育施設）の活用を図るとともに、各施設と連携をとりながら、保育サービスの質の向上を図り、保育全体のサービスの充実に努めます。

事業	内容	行動目標	担当課
保育所の整備	既存保育所の定員の見直しや弾力化等により待機児童の解消に努めるとともに、多様な保育サービスに対応し、安全等に配慮した施設整備を継続して推進します。 また、民間保育施設整備への助成を行います。	継続	保育課
家庭的な保育の活用	認可保育所に入所できない場合も保育に欠ける乳幼児を預けられるように、保育施設への斡旋を実施します。 家庭保育施設に斡旋した児童の処遇改善や健全育成、運営の円滑化を図るために助成を行います。	継続	保育課

②多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化や地域の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供を図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
一時預かり（一時保育）【再掲】	保護者の急な外出や病気のため、家庭で子どもの保育ができない場合、一時的に子どもを預かります。	量的充実	子育て支援課 保育課
病児・病後児保育	病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。	量的充実	子育て支援課 保育課
ショートステイ【再掲】	保護者の病気や出産などで子どもの養育ができない場合、児童養護施設と連携し、緊急に対応します。	継続	子育て支援課
トワイライトステイ【再掲】	保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる家庭の子どもを児童養護施設と連携して預かります。	継続	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター【再掲】	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動により、仕事と子育ての両立を支援します。	継続	子育て支援課
延長保育	通常の保育時間を超えて保育を実施する延長保育を実施します。	量的充実	保育課
休日保育	保護者の就労形態の多様化に伴う休日勤務に対応するため、日曜や祝日に保育を行う休日保育を実施します。	量的充実	保育課

事業	内容	行動目標	担当課
障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人的・物的な環境整備を図るとともに、心理判定員の保育所への定期的な巡回に努めます。	質的充実	保育課
幼稚園の預かり保育 【再掲】	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育を実施します。	量的充実	教育政策課



③放課後児童サービスの充実

留守家庭児童会の受け入れ体制や運営内容の整備・充実、指導者の育成に努めるとともに、放課後における子どもの居場所の確保・充実を図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
留守家庭児童会の充実	放課後、保護者が家庭にいない小学校低学年児童を預かり、児童の健全育成を図ります。 今後は、時間延長など利用者のニーズに対応するほか、教室の修繕や備品類の整備を行い、施設の充実を図ります。	質的充実	青少年課
留守家庭児童会指導者の研修	留守家庭児童会の指導者を対象に任期付職員制度を導入します。 児童個々の課題に対応できる資質を身につけるとともに、運営方針要領を作成し、研修を実施します。	質的充実	青少年課

3. 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

【基本的な考え方】

- ◆保育所では、0歳児から就学前まで、年齢に応じた保育内容を工夫しながら、生活習慣の自立や集団生活のルールを身につけ、子ども自身が主体的・自律的に行動できるよう、個々の人権を尊重した保育の充実を図ります。
- ◆学校・幼稚園では、地域に開かれた特色ある学校園づくりを推進するとともに、就学前教育から小学校教育への連続性を重視した教育内容を工夫し、子どもの個性を重視し子どもが主体的・自律的に行動できる力を養える創意工夫のある教育の充実を図ります。
- ◆子どもたちが本市の特性でもある豊かな自然の中での活動を通して人間関係や社会のルールなどを学び、社会性や自主性、感性を育ていけるよう、さまざまな体験活動や、乳幼児から中学生・高校生にいたるまで幅広い異年齢交流ができる環境の充実を図ります。
- ◆市民すべてがあらゆる場面において、子どもの権利に対する理解を深め人権意識を高めていくとともに、地域の関係団体が協働してさまざまな育成活動を通じて、次代を担う子どもの健全な育ちを支え、子どもたちが社会の一員として自立できる環境づくりを推進します。

〔1〕就学前教育・保育の充実

幼稚園や保育所では、子ども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、集団生活や様々な体験を通して社会性や自主性を培う環境づくりを推進します。

また、家庭支援を含め、適切な幼児期の教育・保育ができるよう幼稚園教諭や保育士などの資質向上を図ります。

①保育所保育の充実

子どもに豊かな感性や創造力、人権意識を育む弾力的できめ細かな保育サービスの提供が図れるよう支援を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
「個」を大切にする保育	「茨木市人権保育カリキュラム」に基づき、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、子どもの発育について「個」を尊重した保育を展開します。	継続	保育課

事業	内容	行動目標	担当課
心理判定員による巡回指導・面接相談	保育所での子どもの様子を観察し、発達に基づく話し合いや保護者への指導及び育児相談を実施します。	継続	保育課
保育所職員の研修	保育所保育指針に基づき、子どもや家庭をとりまく環境の変化に対応し、社会のニーズに応えられる保育所づくりをめざし、資質を高める研修等を保育所職員に対し実施します。	質的充実	保育課
子どもの健康管理	定期的に身体測定、健康診断等を行い、子どもの発育・発達の状況を把握し、家庭と連携をとりながら健康増進を図ります。 保護者と主治医の連携を密にし、子どもの健康と安全の確保に努めます。	継続	保育課
小学校への円滑な移行のための保・幼・小の連携	幼児期の保育・教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を図ります。	質的充実	保育課

②幼稚園教育の充実

幼児期に豊かな人間形成の基礎を培うことができるよう、発達に必要な体験や遊びができる教育環境の充実に努めるとともに、幼稚園が家庭・地域における幼児教育の中心的役割を担えるよう公私立幼稚園が互いに連携し、教育内容を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
「個」を大切にする幼稚園教育	「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して幼児の成長発達に即した教育を推進します。	継続	教育政策課
幼稚園教諭の研修	各種大会や研修会への参加、教員研修会の開催を通じ、教職員の資質や能力の向上を図ります。 時代の要請や実態等に即した研修を企画し、資質向上を図ります。	質的充実	教育政策課
幼稚園施設の整備	適切な遊具の選定・整備や自然環境等の整備など、幼児の安全・安心を確保し創造性を育むことができる環境づくりを図ります。	継続	教育政策課
幼稚園の預かり保育【再掲】	保護者の希望によって、通常の実施時間を超えて行う預かり保育を実施します。	量的充実	教育政策課

事業	内容	行動目標	担当課
心理判定員による巡回指導・面談相談	幼稚園生活での園児の様子を観察し、発達に基づく話し合いや保護者に対する指導を実施します。	継続	教育政策課
子どもの健康管理	園児の内科、歯科、耳鼻咽喉科等の健診を行い、健康及び発達状況を把握し、保護者と連携をとりながら、健やかな成長を促します。	継続	教育政策課
幼稚園運営の弾力化	幼児期の教育・保育に対する多様なニーズに対応するため、幼稚園運営の弾力化を図ります。 社会情勢の変化に伴う多様なニーズに対応するため、幼保の連携について引き続き検討します。	継続	教育政策課
小学校への円滑な移行のための保・幼・小の連携	幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を図ります。	質的充実	教育政策課
就園助成	就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に「私立幼稚園就園奨励費補助金」「私立幼稚園等在籍児保護者補助金」を助成します。	継続	教育政策課

〔2〕特色のある学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、健やかな心身を育む教育活動を充実します。

また、中学生や高校生など、これから親となる世代に、乳幼児などのふれあいや交流機会の充実を図り、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を充実します。

①「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

児童・生徒一人ひとりの個に応じた教育を推進し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図ります。

また、児童・生徒に社会生活のルールをはじめ、正義感、倫理観、自らを律し他人を思いやる心などを体得させ、一人ひとりの心を育てる場となるような学校づくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
「個」を大切にする教育	<p>「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、一人ひとりがかげがえのない存在として大切にするとともに、体験・参加型学習や幅広い交流などをおして、自他の大切さを認めるなど豊かな人間性を育む教育を推進します。</p> <p>また、「茨木っ子プラン22」を見直し、一人ひとりに確かな学力を育成するための指導に取り組みます。</p>	継続	学校人権教育課
教職員の研修	<p>指導力の向上を図るため、市立小・中学校教職員に対し、現場のニーズに合った研修を実施し、指導力の向上に努めます。</p> <p>また、初任者育成を中心に教職経験年数に応じた研修を実施し、学校マネジメント力の向上に努めます。</p>	質的充実	学校人権教育課 教育研究所
学校施設の整備	<p>校舎等の耐震性の向上を図るため、引き続き耐震補強計画を推進します。</p> <p>また、快適な学習環境を整備するため、エアコンの設置・便所改修・バリアフリー化への対応など、設備の充実に努めます。</p>	継続	施設課
特色ある学校づくり	<p>地域の人材活用、外部講師を招聘した校内研修会など、各学校の自主的・自律的な取組により、地域の教育資源の活用などを通して「特色ある学校づくり」をめざします。</p> <p>各学校が学校評価を行う中で、自校の課題を明らかにし、地域人材や外部講師の活用を効果的に実施していきます。</p>	継続	学校人権教育課
人権教育への取組	<p>研究主題を設定した人権教育など、小・中学校が協同で人権教育の研究、実践成果の発信に取り組みます。</p>	継続	学校人権教育課
情報モラル教育	<p>携帯電話やインターネットの利用による犯罪やいじめ等の被害から子どもを守るための情報モラル教育に取り組みます。</p>	継続	学校人権教育課 教育研究所
ライフステージごとの円滑な移行のための連携	<p>円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間の連携に努めます。</p>	質的充実	学校人権教育課 教育研究所
「生きる力」の育成（キャリア教育）	<p>子どもたちが社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力を身につけ、自立していくための力の育成に取り組みます。</p>	質的充実	学校人権教育課

事業	内容	行動目標	担当課
進路・進学への支援	茨木市進学対策委員会や学区ブロック別の協議会、私立高校入学合同説明会などの開催を通じ、学校間の情報交換及び進路指導と進学対策の充実を図ります。	継続	学校人権教育課
就職への支援	就職指導委員会や就職する生徒を励ます研修会などの開催、就職相談会・就職指導担当教員による施設見学会の実施など、市立中学校の就職希望生徒の職業指導及び事後指導の充実を図ります。	継続	学校人権教育課
帰国児童生徒への支援	中国帰国児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むための学級を開講します。	継続	学校人権教育課
外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	継続	学校人権教育課
外国語版入学ハンドブックの作成	帰国・渡日した子どもと保護者が安心して就学できるよう、小学校の入学に関するガイドブックの外国語翻訳版を作成します。	継続	学校人権教育課
就学援助費	小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に、その費用を補助します。	継続	学務課
児童・生徒通学費補助	通学の安全を確保するために、山地部でバス通学の許可を受けた児童・生徒に、通学費を補助します。	継続	学務課
教育相談 【再掲】	児童、生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路等の教育に関する、電話・面接による相談を実施します。	継続	教育研究所

②不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

家庭環境や児童・生徒の心の問題に対して、専門相談体制の充実を図り、不登校やひきこもり、いじめなどを未然に防止し、問題解決に向けての取組を強化します。

事業	内容	行動目標	担当課
いじめ・不登校への取組	不登校やいじめ問題については、スクールカウンセラーをはじめ、いじめ対応指導員や子ども支援協力員の活用を図るほか、「学校応援サポートチーム」を拡充し、学校への指導・助言をはじめ、児童・生徒や保護者への支援を充実します。	量的充実	学校人権教育課

事業	内容	行動目標	担当課
子ども本人からの相談【再掲】	子ども本人からのいじめ等の悩み相談を実施します。	継続	教育研究所
スクールソーシャルワーカーの配置	社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、配慮が必要な児童・生徒・家庭を支援します。	量的充実	学校人権教育課
ひきこもりに関する関係機関ネットワーク	大阪府との連携を図り、関係機関のネットワークを整備します。	継続	学校人権教育課
専門カウンセラーによる相談・指導	専門カウンセラーによる相談、不登校児童生徒支援室（ふれあいルーム）の開設、引きこもり児童生徒家庭訪問指導、別室登校児童生徒支援等を実施します。	継続	教育研究所

③特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒に配慮した学校施設の充実、障害等の状態に応じた適切な教育を受けられる教育環境の充実に努めます。

また、障害のある児童・生徒のニーズを把握し、教育的支援の充実に図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
就学相談・指導	就学指導委員会の開催や就学相談の実施など、本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談・指導を実施します。 関係機関と連携した早期からの相談など、適切な就学相談・指導の充実に図ります。	質的充実	学校人権教育課
巡回相談・発達相談・特別教育相談	小・中学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒への教育的支援について専門的助言を行い、生活や学習上の困難の改善に継続して取り組みます。 また、発達・成長について悩みを有する児童・生徒の保護者、教員に対する専門家による相談も実施します。 発達相談については、待ち時間の短縮を図ります。	質的充実	教育研究所
教員の専門知識向上のための研修	障害のある児童・生徒への適切な支援に必要な知識を向上させるための研修を実施します。	質的充実	学校人権教育課

事業	内容	行動目標	担当課
ライフステージごとの円滑な移行のための体制づくり	障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間の連携づくりの充実・強化に努めます。	質的充実	学校人権教育課 教育研究所

④次代の親と幼児との交流の促進

中・高校生等と乳幼児とがふれあい、交流する機会を充実し、生命の尊さを学び、母性・父性を育むことを通じ、次代の親としての自覚を高めます。

事業	内容	行動目標	担当課
乳幼児とのふれあい・交流	子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、職場体験学習などを通じ、中・高校生等に乳幼児とのふれあい体験の機会を提供します。	継続	学校人権教育課

〔3〕地域との協働で進める子育て・子育て支援活動の活性化

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、地域の大人と協働しながらさまざまな体験や交流活動を活性化し、子どもに生きる力を体得させる環境づくりを推進します。

また、地域に密着したさまざまな子育て支援活動やボランティア活動など、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上を図ります。

①地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

人間性豊かな人格の形成を目指し、大人と子どもが協働し、地域にあるさまざまな資源を生かしたボランティア活動や体験活動、交流活動を充実させ、子どもが生きる力を育むことができる環境づくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
こども会活動の支援	地域の子どもたちの自主性や社会性を養うために、スポーツ活動、環境活動、高齢者との交流活動や行事等を開催します。 また、魅力ある活動を提案・援助し、加入率の一層の拡大を図ります。	継続	青少年課

事業	内容	行動目標	担当課
青少年の野外活動	<p>野外キャンプなど、子ども同士の連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことを体験できる場を提供するとともに、青少年活動の指導者の育成を行い、子どもの健全育成を支援します。</p> <p>学校教育と連携し、より多くの青少年が自然体験や生活体験ができる機会を増やします。</p>	質的充実	青少年課
青少年センター行事	上中条青少年センターにおいて、レクリエーション活動、演劇鑑賞、各種体験教室などの行事を開催します。	継続	青少年課
放課後子ども教室	地域住民の協力を得て、学習・スポーツ・文化活動・地域住民との交流事業等を留守家庭事業と連携して実施します。	質的・量的充実	青少年課
姉妹・友好都市との青少年交流	キャンプやスポーツ等により、姉妹・友好都市と様々な交流機会を設け、子ども同士の交流を通じて、連帯感や協調の精神・国際感覚の養成を図ります。	継続	青少年課 市民活動推進課
青少年の国際感覚と英語力の育成	茨木市国際親善都市協会青少年活動室などにおいて、歌やゲームを通して、楽しみながら英語を学び、子どもの国際感覚と英語力を養成します。	継続	市民活動推進課
スポーツ少年団の育成	地域社会の中で、スポーツを通じて子どもの健全育成を図ります。	継続	スポーツ振興課
各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	仲間や参加者とのコミュニケーションを図り、スポーツへの愛着心を育てるため、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会となる行事等を開催します。	継続	スポーツ振興課
図書館各種行事	おはなし会活動等を通じ、大人と子どもが触れ合いながら読書に親しむことにより、豊かな情操を養い、子どもの視野を広め、子どもの健全な育成を図ります。	継続	中央図書館
こどもエコクラブ活動の支援	<p>環境を大切にする心と行動力を育むため、登録された子どもたちのグループが地域の中で取り組むリサイクル等の学習や環境保全活動を支援します。</p> <p>こどもエコクラブの活動支援・情報提供により、クラブメンバーの各種環境保全活動・環境教育の機会の充実に図ります。</p>	継続	環境政策課

②子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる遊び環境の整備を推進します。

有害図書をはじめ、テレビやインターネット等さまざまなメディアから発信され、子どもへの悪影響が懸念される情報などに子どもが巻き込まれることがないように、学校や家庭・地域その他関係団体との連携を図りながら、有害情報の防止対策に取り組むとともに、地域の有害環境の是正を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
公園等遊び場の整備	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園等の整備を進めます。	量的・質的 充実	公園緑地課
防犯に関する広報・啓発	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した防犯に関する広報・啓発を実施します。 市・警察等関係団体・機関の一層の連携を通じて安全なまちづくりを推進します。	継続	危機管理課
青少年を取り巻く環境の整備	青少年指導員による巡回街頭指導や有害図書の立入調査のほか、社会環境浄化活動等により、青少年の健全育成環境の整備を図ります。	継続	青少年課
地域における児童・生徒の居場所づくり	放課後や休日に児童・生徒が自由につどい、遊び、地域住民と交流できる居場所づくりを進めます。	新規	こども政策課
スポーツ環境の整備	総合型スポーツクラブの整備など地域におけるスポーツ環境を整備します。	継続	スポーツ振興課

〔4〕子どもの視点を取り入れた社会づくり

市民が子どもの権利について認識を深めるとともに、次代を担う子どもたちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として自立できる環境づくりを推進します。

また、子どもが積極的に意見表明できる機会を創出し、その意見を踏まえ、子どもの視点に立ったまちづくりを推進します。

①「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

「児童の権利に関する条約」等の啓発・普及を促進し、子どもの人権が尊重される社会づくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
子どもの権利に関する啓発・普及	パンフレット、学習会の開催等を通じ、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及を実施します。	継続	人権推進課
子ども本人からの相談【再掲】	子ども本人からのいじめ等の悩み相談を実施します。	継続	教育研究所

②子どもも参加できるまちづくり

地域活動やまちづくりなどにおいて、子どもが主体的に意見を表明する場や機会の充実を図り、子どもの意見を反映したまちづくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
こども会・青少年団体の活動	廃品回収など、子ども自らが社会との関わりを深め、豊かな人間性を育てられるよう、子どもたち自身が遊びや行事を企画・実施する活動を支援します。	継続	青少年課
子どもたちとの市政についての意見交換	次代をになう子どもたちが、まちづくりに対して要望や意見を発言できる場を提供し、今後の市政運営の参考にします。 子どもから大人まで市政に対するアイデアを募集するアイデアボックス事業の周知を図ります。	継続	広報広聴課
子どもたちの体験型まちづくり学習	子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して、体験型の学習の場を企画・提供します。	質的充実	都市政策課

4. 子どもを生み、育てやすい環境づくり

【基本的な考え方】

- ◆子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ◆社会問題化している児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、さまざまな状況に置かれている支援が必要な子どもの健全な成長とその保護者の生活を支援するため、保健・福祉・医療などの関係機関の連携を強化し、きめ細かな取組を推進します。

〔1〕母と子の健康を育む環境づくり

親と子の健康保持・増進、発育や発達に関する相談体制の充実など、親子一人ひとりに対するきめ細かな保健サービスの充実を図り、茨木市で子どもを生み育ててよかったと評価してもらえるまちづくりを推進します。

①妊産婦・子どもの健康の保持・増進

子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。

また、子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報提供の充実を図り、子どもの健やかな成長・発達への支援を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届提出者に母子健康手帳を交付し、母子保健事業の周知、妊娠初期からの医学的な管理、妊娠期の健康保持、出産の準備などの支援を行います。	継続	保健医療課
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康保持、妊娠状態を定期的に確認します。	継続	保健医療課
乳児一般健康診査 乳児後期健康診査	乳児の発育・発達の確認とともに、疾病や異常の早期発見・予防を行います。	継続	保健医療課
乳幼児健康診査	4か月・1歳8か月・3歳6か月児の健康診査の実施および育児相談、保健指導等のきめ細かいサービスを提供します。	継続	保健医療課

事業	内容	行動目標	担当課
視聴覚健康診査	3歳6か月児を対象に視聴覚機能の発達障害の早期発見及び早期治療の勧奨を行います。	継続	保健医療課
歯科疾患予防	歯科疾患予防を図るため、幼児に対する口腔内検査、予防処置、保健指導、カリエスタット等を実施します。	継続	保健医療課
両親教室【再掲】	出産や育児に関する疑問を解消し、知識を身につけられる場として、妊婦とその夫がともに参加する講座を実施します。	継続	保健医療課
訪問指導	乳幼児のいる家庭に、保健師・助産師が訪問し、育児相談等を実施します。	継続	保健医療課
予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	継続	保健医療課
保健相談【再掲】	乳幼児をもつ保護者に対し、乳幼児の心身の健康と育児や予防接種等の相談を実施します。	継続	保健医療課
生活習慣病予防	妊婦とその夫及び乳幼児健康診査を受診した保護者に対し、生活習慣病の予防や受動喫煙防止などの情報提供を行います。	継続	保健医療課

②食育の推進

茨木市食育推進計画での取組と連動しながら、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させるための健康づくりや、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導及び情報提供を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
栄養相談【再掲】	乳幼児期の食事と栄養等について正しい知識の普及を図ります。	継続	保健医療課
離乳食・幼児食講習	乳幼児をもつ保護者に対し、離乳食や幼児食用の食品の選び方、調理方法、味付け等の講習を実施します。	継続	保健医療課
子どもクッキング	児童・生徒が食生活の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけられるよう、調理実習等の講習会を実施します。	継続	保健医療課
食育システムによる講座	栄養バランスや食事の適量を瞬時にチェックできる食育システムを使い、健康的な食生活を学ぶ講習会を実施します。	継続	保健医療課

事業	内容	行動目標	担当課
保育所における食育	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、給食関係者による情報交換や研修等を実施します。 保育所の所庭において菜園活動を行い、乳幼児期から生産の喜びを知るとともに食への関心を高めます。	継続	保育課
幼稚園における食育	保護者に対しては「ほけんだより」や講演会を通して幼児期の食生活の大切さや栄養指導に取り組みます。 園庭において菜園活動を行い、生産の喜びを知るとともに食への関心を高めます。	継続	教育政策課
小・中学校における食育	「食に関する指導の全体計画」の作成を進め、望ましい食習慣の形成に結びつけます。	継続	学校人権教育課

③思春期保健対策の推進

学校、地域の関係機関の連携のもと、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する啓発・相談・情報提供、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導など、思春期における健康づくり等を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
健康管理への支援	自ら健康管理ができるよう、健康づくりに必要な知識の普及と情報提供を行い、個別の相談に応じます。	質的充実	保健医療課 学校人権教育課
防煙教育	小・中学生に対し、たばこに関する正しい知識の普及・啓発等の防煙教育を実施します。	質的充実	保健医療課
デートDV防止啓発	恋人間等の暴力（デートDV）の未然防止のため、中学生・高校生等を対象に防止啓発冊子を作成・配付します。 また、教育現場で有効活用してもらえるよう、関係機関と連携を図ります。	継続	男女共同参画課

④小児医療体制の充実

安心して子どもを産み育てるための適切な医療サービスが受けられるよう、特に初期小児救急医療については、保健医療センター附属急病診療所において実施しています。今後とも大阪府、医師会等の関係機関と十分に協議をしながら、小児救急医療体制の確保に努めます。

事業	内容	行動目標	担当課
小児救急医療体制の確保	三島医療圏域における小児科医の確保について、三島保健医療協議会において、そのあり方について協議します。	継続	保健医療課

〔2〕ひとり親家庭への支援の充実

母子及び寡婦福祉法に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援体制の充実を図ります。

①相談・支援体制の充実

ひとり親家庭の親が子育てや仕事などさまざまな悩みについて母子自立支援員をはじめ、気軽に相談できる関係窓口を充実するとともに、適切かつ迅速に対応できるよう関係機関・団体の相談窓口の連携強化や情報提供の充実などを図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
ひとり親家庭の相談・支援	母子自立支援員がひとり親家庭等の保護者からの相談について、子ども家庭センターと連携を図り対応を行います。 また、母子家庭等の保護者に対しては、養育費が確保できるように、啓発及び情報提供を行います。	継続	子育て支援課

②子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、保育サービスの適切な提供を図るとともに、住まいや生活に関する相談体制の充実など、子育てと生活の面での支援を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
母子生活支援施設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図ります。	継続	子育て支援課
母子福祉会への支援	母子福祉会の活動内容を充実し、活動の活発化を促進することにより、母子家庭の福祉の向上を図ります。	継続	子育て支援課

事業	内容	行動目標	担当課
ひとり親家庭日常生活の支援	ひとり親家庭で自立促進に必要な事由または社会的事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭の住宅支援	福祉世帯向け（母子世帯）住宅の入居者募集の情報提供を行います。 ひとり親家庭を対象とした市営住宅の募集枠の拡充に努めます。	質的充実	子育て支援課 建築課
保育所の優先入所	保育所において、一斉受付の場合、ひとり親家庭の受け入れを優先します。	継続	保育課
留守家庭児童会の優先入室	留守家庭児童会において、一斉受付で定員を大幅に超えた場合、ひとり親家庭等の受け入れを優先します。	継続	青少年課

③就労支援の充実

ひとり親家庭の親が十分な収入を得ることで自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上を図る支援をはじめ、就労を円滑に進めるための相談、ハローワークや企業・関係団体との連携による就労機会の創出など、就労面での支援体制を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
資格取得・技能習得のための支援	母子家庭の母が資格取得、技能習得等のために講座を受講した場合の受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	量的充実	子育て支援課
就労支援【再掲】	求職者の実情に応じた相談をはじめ、直接相談に結びつく就職面接会やスキルアップ講座等を主体とした就職サポート事業を実施します。	継続	商工労政課

④経済的支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を支援するとともに、各種助成金や貸付金に関する情報提供・相談体制を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
子どもに関する手当	子どもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、子どもの養育に関する手当を支給します。	継続	こども政策課

事業	内容	行動目標	担当課
ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	こども政策課
母子家庭への福祉資金の貸付	母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子自立支援員が貸付相談を実施します。	継続	子育て支援課
特別割引制度の周知	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知に努めます。	継続	子育て支援課

〔3〕障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実

障害のある子ども一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育・教育・療育の推進を図ります。

また、発達障害者支援法に基づき、発達障害児（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等）の支援体制を充実します。

①療育相談・指導の充実

障害や発達に不安のある乳幼児をもつ保護者からの相談に適切に対応できるよう、専門機関との連携を図りながら、療育相談・指導体制を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
早期療育指導・相談	「すくすく教室」では、乳幼児健診後、発達に課題のある乳幼児の早期療育を実施するほか、発達やことばの遅れなどについての相談・指導・助言等の保護者支援も行います。 「ばら親子教室」では、障害のある乳幼児の親子と一緒に遊びや活動を通して、生活の基礎や集団のルール、友達との関わり等を学び、成長・発達を促します。 保護者には、子どもの発達状況や関わり方等を知らせ、子どもへの理解を深めるための相談や保健・栄養指導を実施します。	質的・量的 充実	子育て支援課 保育課
二次健康診査（経過観察健診）	一次健康診査等で発見された問題について、適切な事後指導を行うため、経過観察や相談等を実施します。 また、関係機関と連携を図りながら、親子教室を紹介します。	質的充実	保健医療課

事業	内容	行動目標	担当課
言語障害児教育相談【再掲】	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	継続	教育研究所
巡回相談・発達相談・特別教育相談【再掲】	小・中学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒への教育的支援について専門的助言を行い、生活や学習上の困難の改善に継続して取り組みます。 また、発達・成長について悩みを有する児童・生徒の保護者、教員に対する専門家による相談も実施します。 発達相談については、待ち時間の短縮を図ります。	継続	教育研究所

②リハビリテーションの充実

知的障害児・肢体不自由児の通園施設において、機能回復訓練や生活訓練の充実に努めます。

事業	内容	行動目標	担当課
知的障害児への指導・訓練	「あけぼの学園」では、知的障害のある幼児を対象に日常生活に必要な指導、訓練などを行い、全面的な発達を支援します。	質的充実	保育課
肢体不自由児への機能訓練	「藍野療育園」では、肢体不自由児を対象に機能訓練を行い、社会適応力を養い自立支援に努めます。	継続	障害福祉課

③地域での自立生活を支援するサービスの充実

地域における障害児（者）の自立した生活を支援するための障害福祉サービスをはじめ、障害のある子どもと障害のない子どもや大人が地域でふれあい、交流できる機会を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
自立支援・地域生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活支援事業など障害福祉サービスを提供し、障害のある子どもの日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり	障害のある児童・生徒や保護者が地域で交流できる居場所づくりを進めます。	新規	障害福祉課 こども政策課

事業	内容	行動目標	担当課
障害のある子ども、保護者の交流	障害のある子どもが気軽に参加し、子ども同士、保護者同士が交流できる機会や場所を提供します。	継続	学校人権教育課
留守家庭児童会での障害のある児童の受入	留守家庭児童会において障害のある児童の受け入れを実施します。 可能な限り、障害のある児童の受け入れ拡充を図ります。	量的充実	青少年課

④経済的支援の充実

障害のある子どもがいる家庭が受給できる手当等の制度の活用が図られるよう相談支援を充実します。

事業	内容	行動目標	担当課
障害のある子どもの養育に関する手当	中程度以上の知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者に手当を支給します。	継続	障害福祉課
支援学級等就学奨励費	支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対して学用品費等を支給します。	継続	学務課

〔4〕配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実

保健師・助産師・保育士等の専門職によるきめ細かな訪問指導や相談体制の充実を図り、子どもの養育に不安を抱えていたり、児童虐待の恐れのある保護者を早期に発見し適切な対応を図る育児支援を推進します。

一方、学校においては、スクールソーシャルワーカーによる相談・指導体制の充実を図り、課題を抱える児童・生徒・家庭への支援を推進します。

また、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を中心とするネットワークにより、配慮が必要な子どもや保護者を支援する地域のセーフティネットを整備します。

①相談・支援の充実

関係機関と連携し、育児や家事等の援助や相談・指導を充実し、家庭での安定した養育を支援します。

事業	内容	行動目標	担当課
養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、保護者の自立に向けた支援を実施します。	継続	子育て支援課

事業	内容	行動目標	担当課
健康福祉セーフティネット(いきいきネット)の構築	概ね中学校区単位に配置するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が中心となり、社会的な援護を必要とする子育て家庭を地域で見守り、必要なサービスにつなぐネットワークを小学校区単位に構築します。	量的充実	福祉政策課
スクールソーシャルワーカーの配置 【再掲】	社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、配慮が必要な児童・生徒・家庭を支援します。	量的充実	学校人権教育課

〔5〕児童虐待防止対策の推進

児童に対する虐待の防止や早期発見について地域住民に対する啓発を推進し、虐待防止のため、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、児童虐待防止対策を推進することで、虐待のないまちづくりをめざします。

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

茨木市要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関相互の密接な連携を図り、虐待を受けた子どもをはじめ、保護を必要とする子どもに関する情報交換や支援を推進します。

また、協議会における児童虐待防止ネットワーク活動の充実を図り、児童虐待防止の理解、虐待の発見から解決に向けた体制の強化を図ります。

事業	内容	行動目標	担当課
子育てに関する相談による児童虐待の防止	子育て不安や負担感、子どもへの関わりに戸惑いのある保護者に対して、気軽に相談できるよう、子育て支援総合センター内の「こども相談室」において、適切な情報提供や、よりきめ細やかな相談を行い、負担感の軽減を図ります。	質的充実	子育て支援課
児童虐待防止の啓発活動	「オレンジリボンキャンペーン」等を通して、市民への一層の啓発を行い、地域全体で見守る活動の推進を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。	質的充実	子育て支援課

事業	内容	行動目標	担当課
要保護児童対策地域協議会の強化	<p>児童虐待の防止・解決に向け、情報の共有や支援体制の強化を図ります。</p> <p>また、要保護児童に長期的・多面的に対応するため、適正かつ迅速な情報伝達を図ります。</p> <p>さらに、事例管理を徹底するため、定期的にケース進行管理会議を行うとともに、担当職員や関係機関のスキルアップを図り、支援・対策の効果的な推進に努めます。</p>	質的充実	子育て支援課

②家庭へのサポート

子育てに不安感・負担感を感じている親や児童虐待の被害にあった子ども及びその保護者に対する支援体制を推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
被虐待児・保護者の支援	<p>児童虐待にいたってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、子育てへの不安感・負担感の軽減を図ります。</p> <p>また、所属機関での見守り・相談が受けられるように、在宅で子育てをしている親子に対して、保育所等への入所を促し、被虐待児・保護者ともに支援の充実を図ります。</p> <p>家族の再統合に向けては、子ども家庭センターと連携を図り、被虐待児の家庭復帰後の支援を推進します。</p>	質的充実	子育て支援課
養育支援家庭訪問【再掲】	<p>養育上支援が必要な家庭に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、保護者の自立に向けた支援を実施します。</p>	継続	子育て支援課
乳幼児健診における育児支援強化	<p>1歳8か月児・3歳6か月児健康診査で、親子の遊び場を設定し、保育士が遊びの指導を行います。</p> <p>また、子育てをめぐる悩みの相談を実施し、虐待の早期発見を図ります。</p>	質的充実	保健医療課

5. 安心して子育てができる環境づくり

【基本的な考え方】

- ◆子どもをはじめ、地域住民すべてが安全に、かつ安心して外出し、さまざまな活動に参加できるよう、市内の道路・交通・公共施設等の公共空間の安全確保を推進するとともに、子どもたちが安心して楽しく過ごせる地域環境づくりを図ります。
- ◆子どもが交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し地域の有害環境の浄化を図り、子どもの安全確保に関する取組を推進します。
- ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に引き続き努め、子育て家庭がゆとりをもって子育てに取り組むとともに、子どもたちが心豊かに健やかに育つことができるよう支援を推進します。

〔1〕子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり

道路や歩道、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備整備の推進など、子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、関係機関・団体と連携しながら取り組みます。

①子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

道路や公園、公共施設の安全確保をはじめ、防災の視点から整備等に努めるとともに、バリアフリー法等に基づき人にやさしい住環境の整備に引き続き取り組み、子どもを含むすべての市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
歩道・道路の整備	通学路や生活道路において、歩車分離を図り歩行者の安全を確保したり、高齢者や障害者が安全かつ円滑に移動できるよう歩道の段差解消や改良を行います。	継続	道路交通課
子育てに配慮した公共施設の整備	ベビーベッド・授乳室・多目的トイレの設置など、子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい公共施設の整備を図ります。	量的充実	各施設管理担当課
不特定多数が利用する民間施設の子育てに配慮した整備の指導	一定規模以上の施設にベビーベッド・授乳室・多目的トイレの設置など、子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい整備の指導をします。	継続	建築指導課

事業	内容	行動目標	担当課
公園等遊び場の整備【再掲】	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園等の整備を進めます。	量的充実	公園緑地課 開発指導課

②交通安全対策の推進

年齢に応じた体系的な交通安全教育・行事や地域の交通安全活動を推進し、子どもをはじめ市民一人ひとりの交通安全意識の向上をめざします。

事業	内容	行動目標	担当課
交通安全啓発・指導	交通安全について啓発する教室を市内の保育所や幼稚園、小・中学校で実施します。 また、体験型の教室を実施するほか、幼児の自転車乗用時におけるヘルメット着用の推進等に努めます。	質的充実	道路交通課

③子どもを犯罪から守るための活動の推進

家庭、地域、学校、関係団体が連携した見守り活動を推進し、子どもが犯罪に巻き込まれない安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

事業	内容	行動目標	担当課
登下校の見守り活動への支援	小学校において子どもの安全見守り隊（校区ボランティア巡視員）が実施する登下校の見守り活動に対し交付金を助成します。	継続	学校人権教育課
青少年を取り巻く環境の整備【再掲】	青少年指導員による巡回街頭指導や有害図書の入立調査のほか、社会環境浄化活動等により、青少年の健全育成環境の整備を図ります。	継続	青少年課
防犯に関する広報・啓発【再掲】	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した防犯に関する広報・啓発を実施します。 市・警察等関係団体・機関の一層の連携を通じて安全なまちづくりを推進します。	継続	危機管理課

〔2〕子育て家庭への経済的支援の推進

子育てにかかる経済的な負担が、少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、保育や教育、医療等にかかる経費の助成制度の普及を図り、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を推進します。

①各種支援制度の充実

各種制度の普及に努めるとともに、国・府に対し制度の充実について働きかけます。

事業	内容	行動目標	担当課
子どもに関する手当【再掲】	子どもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、子どもの養育に関する手当を支給します。	継続	こども政策課
乳幼児医療費の助成	子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児の医療費の一部を助成します。	継続	こども政策課
ひとり親家庭の医療費の助成【再掲】	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	こども政策課
母子家庭への福祉資金の貸付【再掲】	母子家庭の経済的自立と生活の助長を図るため、母子自立支援員が貸付相談を実施します。	継続	子育て支援課
資格取得・技能習得のための支援【再掲】	母子家庭の母が資格取得、技能習得等のために講座を受講した場合の受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	量的充実	子育て支援課
入院出産の助成	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部助成します。	継続	子育て支援課
特別割引制度の周知【再掲】	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知に努めます。	継続	子育て支援課
障害児の養育に関する手当【再掲】	中程度以上の知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者に対し、手当を支給します。	継続	障害福祉課
就園助成【再掲】	就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に「私立幼稚園就園奨励費補助金」「私立幼稚園等在籍児保護者補助金」を助成します。	継続	教育政策課
就学援助費【再掲】	小・中学校に通学している家庭のうち、学校での学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に対して、その費用を補助します。	継続	学務課
児童・生徒通学費補助【再掲】	通学の安全を確保するために、山地部でバス通学の許可を受けた児童・生徒に通学費を補助します。	継続	学務課
支援学級等就学奨励費【再掲】	支援学級等に在籍している保護者に対して学用品費等を支給します。	継続	学務課